

<住宅用家屋証明の適用条件等>

◎提出書類 ○確認書類（確認後お返しします）

区分	新築(増築)されたもの (イ)a,c,e	建築後使用されたことのないもの (イ)b,d,f	建築後使用されたことのあるもの (ロ)a,b
適用条件	建築後1年以内	取得後1年以内	取得後1年以内 [昭和57年1月1日以後に建築されたもの] ※〔〕内の条件を満たしていない場合、耐震基準適合証明書・住宅性能評価書の写し等が必要
必要書類	1 個人が新築(増築)または取得し本人の住宅として使うもの 2 住宅の登記簿上の床面積が50平方メートル以上のもの 3 居宅部分が建物全体の90%を超える家屋（併用住宅については、その床面積の90%を超える部分が住宅であること） 4 区分建物(アパート、共同住宅etc)は、耐火・準耐火建物のもの 5 入居済みであること ※未入居の場合は、下記「その他の添付書類」をご覧ください		
①証明書交付申請書	◎	◎	◎
②住宅用家屋証明申請書	◎	◎	◎
③住宅用家屋証明書	○	○	○
④住民票（写し可）	○	○	○
⑤委任状	証明書交付申請書or住宅用家屋証明申請書に委任印があれば必要ありません。		
⑥確認済証および検査済証 ★1（写し可） 特定の増築・★3 都市計画税区域外の場合など必ずしも建築確認を 要しないものであるときは建築工事請負書or設計図書	○	○	(○) 区分建物である場合、登記事項証明書で耐火性能をもつ区分建物であることが明らかでないときのみ必要
⑦下記の書類のいずれかひとつ（写し可） ・登記事項証明書 ・登記完了証 ★2 ・登記済証 ・当該照会番号が記載された書類	○	○	
⑧登記事項証明書（写し可）			○
⑨売買契約書or売渡証書or登記原因証明情報 （競落の場合は代金納付期限通知書）		◎ （写し可）	◎ （写し可）
⑩未使用証明書（宅地建物取引業者の証明書）		◎ （原本）	

特定の増改築(ロ(a))の場合の必要書類については、詳しくはお問合せください。

★3
【都市計画税
区域外】

・堀溝町
 ・杉澤町
 ・池之島町
 ・河野町
 ・宮之原町
 ・牛ヶ嶺町
 ・栃窪町
 ・佐野町
 ・八十刈町
 ・岩渚町

★1…確認済証や検査済証がなければ⑦の登記等で必要事項を確認します。

★2…電子申請ではなく書面申請の場合、建築年月日が表記されないため、別で建築年月日がわかるような書類の添付が必要

※その他の添付書類

・**抵当権設定登記の場合**

…金銭消費貸借契約書 or 保証契約書 or 登記原因証明情報 の写しの提出が必要

・**長期優良住宅、低炭素建築物の場合**

…認定通知書の原本の提出が必要

・未入居の場合

…申立書 及び 現在家屋の処分方法を明示する下記の書類(写し可)の提出が必要

- ①売却する場合: 売買契約(予約)書 or 売却の媒介契約書
- ②賃貸する場合: 賃貸借契約書 or 賃貸の媒介契約書
- ③借家、貸間、社宅等自己所有ではない場合: 賃貸借契約書 or 使用許可証 or 社宅証明書など
- ④親族が住む場合: 当該親族の申立書 (原本提出)
- ⑤前住人が未転居の場合: 引渡期日の記載のある売買契約書等